新進気鋭の芸術家活動支援事業
採択者向け説明資料

新進気鋭の芸術家活動支援事業実行委員会事務局

はじめに

この度は、「新進気鋭の芸術家活動支援事業」の採択、誠におめでとうございます。

本説明資料は、採択者の皆さまに円滑に事業を実施いただくため、以下の内容をご説明します。

◇ 助成事業の概要
◇ 各種手続き（申請・報告）の流れと方法
◇ 経費管理・会計処理に関する注意事項

なお、本資料とあわせて、**交付要綱・募集要領**を必ずご確認いただくようお願いします。

目次

§1－1から §1－5まで	助成事業の概要 助成金交付までのフロー・各種提出期限
§2－1から §2－3まで	概算払について 変更・中止・遅滞が発生した場合の手続き
§3－1から §3－7まで	実績報告書、支出証拠書類について 交付請求について
§4－1から §4－4まで	その他遵守事項、成果報告会 様式ダウンロード先、問い合わせ先

§1-1　事業の概要

【目的】

　福岡県にゆかりのある新進気鋭の芸術家による文化芸術活動を支援し、県の文化芸術振興に貢献することを目指します。

≪海外チャレンジ助成≫
- 海外での公演、展示、制作活動
- 海外での研修、コンクール参加、リサーチ活動 など

≪国内ステップアップ助成≫
- 国内で自ら主催する展覧会、コンサート、舞台公演
- 国内の著名なアートイベント、コンクールへの参加 など

⚠ 営利目的、政治的・宗教的宣伝意図を持つ事業は対象外

§1-2 助成の要件

≪個人≫
・福岡県出身又は県内に活動拠点又は県にゆかりがあること
・令和8年4月1日時点で39歳以下であること
・申請する活動分野での公開活動実績が1回以上あること　他

≪団体≫
・福岡県内に活動拠点があること
・主たる構成員に39歳以下の芸術家、プロデューサー等が在籍
・申請する活動分野での公開活動実績が1回以上あること
・定款等を有すること　他

⚠ 暴力団員等に該当する個人・団体およびその構成員は対象外

§1-3 助成の範囲

≪助成対象期間≫
令和8年6月1日（月）から 令和9年3月31日（水）までに実施される活動

≪助成額の算定方法≫
以下のいずれか少ない額

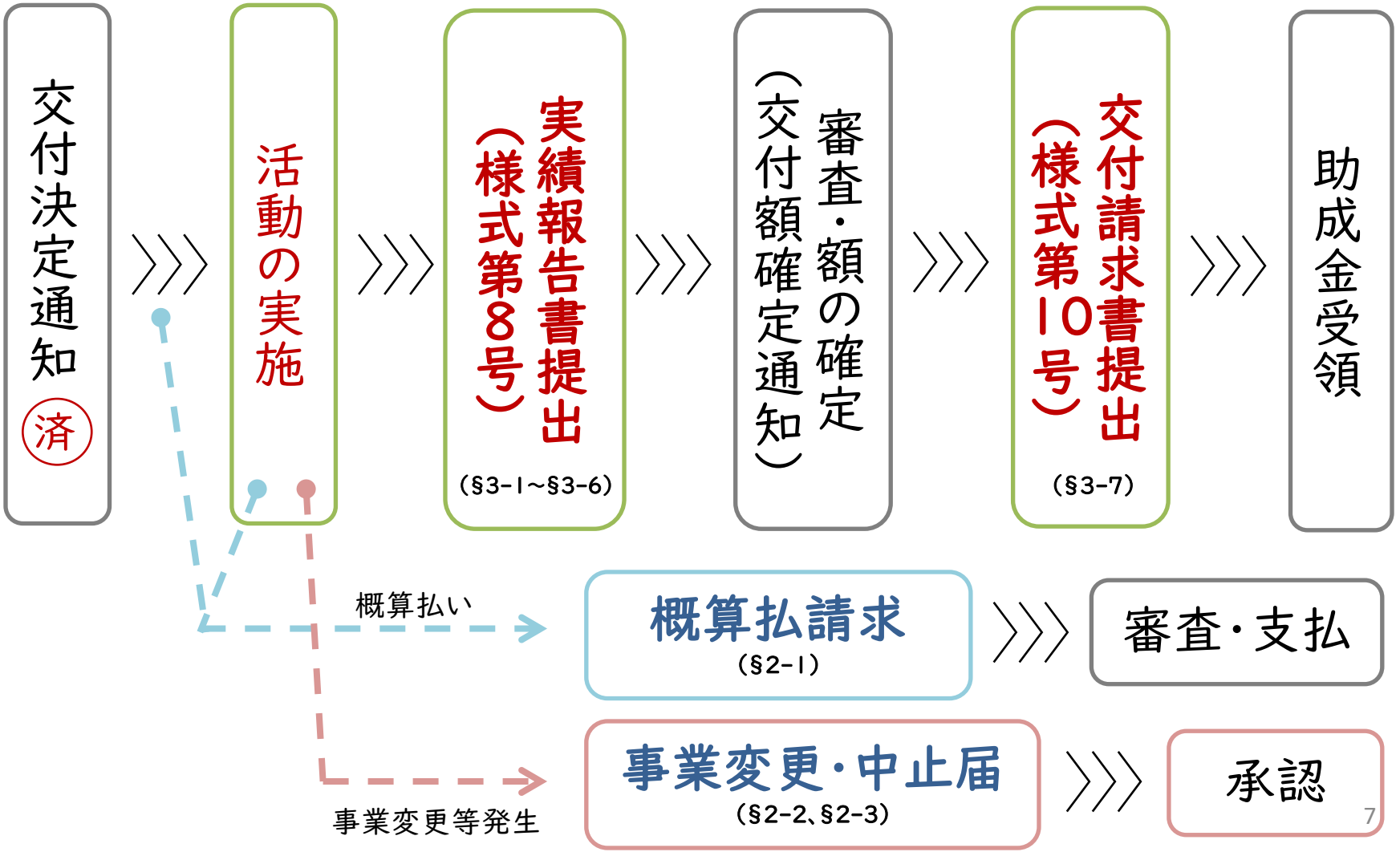
①助成対象経費の2分の1
②事業費（助成対象経費＋助成対象外経費）から、入場料等の収入及び他団体からの補助金・協賛金等の収入を除いた額

≪助成上限額≫
海外チャレンジ助成・・・50万円 ／ 国内ステップアップ助成・・・30万円

・交付決定額は、審査の結果により、申請額や算定方法による計算結果を下回っている場合があります。
・千円未満の端数は切り捨てとなります。

§1-4 助成金交付までのフロー

※赤字（必須）・青字（必要に応じて）が採択者の皆さんに行っていただく手続きです。



§1-5 各種提出期限

概算払請求書（様式第3号）

概算払いを受けたい日の1週間前までに提出

※概算払を受けたい場合は、事前に事務局までご相談ください。

実績報告書（様式第8号）

活動終了（活動に関する全ての支払いが完了）後30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い期日までに提出

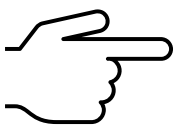
※活動の成果と会計報告を行う最も重要な書類です。

交付請求書（様式第10号）

実績報告書の審査期間や事務局 の支払手続きに必要な期間を考慮し、
交付額確定通知書を送付する際に、別途具体的な提出期限をご案内します。

提出期限を過ぎた書類は、原則として受付できません。
ご不明な点は、余裕をもって早めに事務局までご相談ください。

§2-1 概算払



活動の実施に当たり、助成金の一部を実績報告書提出前に受け取ることができます。

※概算払を受けたい場合は、事前に事務局までご相談ください。

≪条件≫

・交付決定額の2分の1が上限　・1回限りにつき請求可

≪手続きの流れ≫

①～③を揃えて、概算払を受けたい日の1週間前までに事務局へ提出

① 「概算払請求書（様式第3号）」に必要事項を記入

② 振込口座の確認ができる通帳の写し等の書類を添付

③ （振込口座名義と申請者名が異なる場合）委任状（様式任意）を添付

§2-2 変更・中止・遅滞（フロー）

活動計画に当初と異なる事態が発生（変更・中止・遅滞）

以下に該当するか確認

・活動の中止又は廃止
・事業の目的・内容の根幹に関わる重大な変更
（活動の主要な成果や、コンセプトが当初と著しく異なる変更など）
・助成対象経費の総額又は費目の配分が30%以上増減する（※）
・事業の遅滞（遂行困難）

YES

速やかに事務局へ連絡の上、各申請書・報告書を提出

NO

原則、事務局への報告は不要
⚠実績報告書に、変更内容を記載してください。

※「助成対象経費の総額又は費目の配分が30%以上増減する」の例
①事業全体の助成対象経費の総額が、当初より30%以上増減する場合。
②個別の費目（例：会場費、広報費など）の金額が、当初のその費目の額に対し30%以上増減する場合（総額が変わらなくても対象）。

§2-3 変更・中止・遅滞（手続き）

変更の場合
事業変更承認申請書（様式第4号）

中止・廃止の場合
事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

遅滞（遂行困難）の場合
事業遅滞（遂行困難）報告書（様式第6号）

》》》 事務局からの承認・指示

・判断に迷う場合は、必ず事前に事務局へご相談ください。
・活動内容・目的や助成区分（例：海外→国内）に関わる重大な変更は、経費の変更割合にかかわらず、助成対象外となる場合があります。
・申請が必要な変更等を無断で行った場合、助成金交付決定の取消しを行い、助成金の返還を求めることがあります。
・経費が増額となっても、交付決定額が増額することはありません。

§3-1 実績報告書の提出

活動終了（活動に関する全ての支払いが完了）後30日以内
又は令和9年3月31日のいずれか早い期日までに
「実績報告書（様式第8号）」の提出が必要です。

≪添付書類≫
①実績報告書（様式第8号）
②活動実績書（別紙1）
③収支決算書（別紙2）
④活動等のチラシ・写真等
⑤収支決算書「支出の部」欄に係る支出証拠書類の写し
⑥経費整理表
⑦PR用ポートフォリオ・成果報告展について
（詳細は次のページをご確認下さい）

≪交付額の確定（交付要綱第16条）≫

提出された実績報告書を審査し、適当と認められた場合、「交付額確定通知書（様式第9号）」により最終的な助成金額を通知します。

なお、審査の結果、確定額が交付決定額を下回る場合があるほか、虚偽の報告があった場合、交付決定を取り消す場合があります。

§3-1 PR用ポートフォリオ・成果報告展について

PR用ポートフォリオ及び、来年度の成果報告展についての資料作成をお願いします。

下記様式に記載していただき、実績報告書と併せてご提出ください。

① ポートフォリオ.docx
② 成果報告展について.docx



各様式に注意点が記載してありますので、必ずご確認ください。

§3-2 助成対象経費

≪対象経費・対象外経費≫

・詳細は、募集要領の3ページを参照してください。

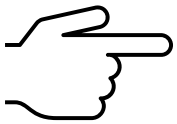
・採択前に活動準備等で支出が発生した場合も、助成の対象となる活動期間のもの、かつ不備がない場合は助成対象経費として取り扱うことができます。

・判断に迷う場合は、必ず事務局へお問い合わせください。

⚠ 助成対象外（収支にも計上不可）の経費の主な例

・個人（団体）の財産となる物品（楽器、機材、美術作品等）
・飲食に係る経費（飲食代、接待費、打上げ費用など）
・申請者本人（団体構成員含む）への対価全般
（申請者の収入となるお金を支出として計上することは認められません）
・雑費、予備費など、使途が不明確な経費

§3-3 支出証拠書類



実績報告時には、全ての支出について領収書などの「支出証拠書類」の提出が必要です。

※ 疑義が生じた場合は、事務局までお尋ねください。

≪支出証拠書類への記載事項≫

①書類の宛名（申請者名又は団体名と一致していること）
②領収年月日（支払日）
③支払金額
④支払内容（具体的な購入品目又はサービス名）
※「品代」などの内容が分からない記載は不可
⑤発行者（領収証を発行した店舗又は法人名）



・写し（コピー）可。
・現金で支払った場合（出演料・謝金など）は、自作の領収証・受領書を作成し、支払先から必ず署名又は押印を受領すること。
・ネットショッピングの利用による電子押印の領収証でも可。
・レシート可（宛名を必ず記載すること）。
・請求書＋金融機関利用明細書（通帳の写し、振込明細書）でも可。

§3-4 領収証の例

1

領　収　証

令和８年８月８日

〇〇　〇〇　様

¥14,950,000－

上記まさに領収いたしました

（内訳メモ）
出演料　14,500,000 円
交通費・宿泊費　50,000 円
音響・照明費　100,000 円
会場・舞台設営費　300,000 円

福岡市博多区東公園〇－△

とびうめ企画　代表　とびうめ　太郎

2

とびうめマート

領収書

2026 年 8 月 9 日(土)10：00
福岡市博多区千代○○－△
〇〇　〇〇　様

クラフト封筒長 3 100　¥300
クラフト封筒角 2 100　¥500

合計/2 点　¥800

お預かり　¥1,000
お釣り　¥200

1枚の領収証で項目が跨るものは、余白に内訳を記載するか、内訳が分かるものを添付してください

明細を示すものとしてレシート可

申請者以外の宛名は不可
（団体名の場合、略称及び構成員名は不可）

領　収　証

3

▲▲　▲▲　様

¥５０，０００－

但　画材代として

令和８年８月１０日　上記正に領収いたしました

福岡市博多区吉塚△〇－〇

とびうめ文具　　文化　花子

§3-5 経費整理表

実績報告時に、支出経費をまとめた「経費整理表」を、領収証とあわせて提出してください。

※「経費整理表」と領収証の日付・金額・内容を一致させてください。



番号	支払先	日付	支出科目	摘　要（内　容）	支払額 ※自動計算のため入力しないこと	受講費	出演費 作品制作費			旅費 運搬費		会場使用料 舞台設営費	
						1 受講費	2 出演費	3 作品制作費	4 企画・演出費	5 旅費	6 運搬費	7 会場費	設
1	とびうめ企画	8月8日	複数項目	企画会社への委託料	14,950,000				14,500,000		50,000	300,000	
2	とびうめマート	8月9日	広報費	クラフト封筒購入（チラシ発送用）	800								
3	とびうめ文具	8月10日	作品制作費	絵具、キャンバス購入	50,000			50,000					
					0								
					0								
					0								
					0								
					0								
					0								
					0								

○表の番号と同じ番号を、提出する領収証等に必ず記載してください。
○領収書等に記載の日付と支払先を記入してください。
○領収書が複数の項目にわたる場合は、領収書に内訳を記載するか、内訳がわかるものを添付してください。

○支出科目は、プルダウンから選択してください。複数項目にわたる場合は「複数項目」を選択してください。
○摘要（内容）は、何の費用か分かるように具体的に記入してください。

○下記の「費目」に沿って金額を計上してください。（募集要領Ｐ３参照）
○「収支予算書に記載できない経費」は、この整理表には記載しないでください。（経費として計上することはできません）

<対象となる経費>

費目	（細目）	主　な　内　容
受講費		受講費、研修参加費
作品制作費	出演費	出演料、演奏料、指揮料、歌唱料
	作品制作費	制作材料費、作曲料、編曲料、作詞料、撮影費、編集費、機材レンタル料

領　収　証

3

▲▲　▲▲　様

￥５０，０００－

但　画材代として

令和８年８月１０日　上記正に領収いたしました

福岡市博多区吉塚△○－○

とびうめ文具　　文化　花子

⚠重要
経費整理表の番号と同じ数字を、領収証の余白に必ず記入してください。

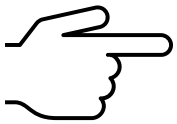
§3-6 実績報告書の提出方法

≪提出方法≫
メールにて提出してください。
容量が大きい資料の添付はギガファイル便にアップロードの上、事務局でのダウンロードに必要なURL及びパスワード等をメールに記載してください。

件名は「新進気鋭助成金実績報告（申請者名）」とすること。

≪宛先≫
メールアドレス：art-shinkou@pref.fukuoka.lg.jp
新進気鋭の芸術家活動支援事業実行委員会事務局 宛て

§3-7 交付請求



「交付額確定通知書」受領後、「交付請求書（様式第10号）」を提出してください。

≪提出期限≫

実績報告書の審査期間や事務局の支払手続きに必要な期間を考慮し、確定通知書を送付する際に、別途具体的な提出期限をご案内します。

≪添付書類≫

口座確認ができる通帳等の写し

（口座名義と申請者名が異なる場合は、任意の委任状を添付すること）

≪提出方法≫

メールにて提出してください。（宛先：art-shinkou@pref.fukuoka.lg.jp）

件名は「新進気鋭助成金交付請求（申請者名）」とすること。

§4-1 その他遵守事項

今後作成されるチラシ、ポスター、ウェブサイトなどの広報物には、以下の表示を必ず行ってください。

※採択前に印刷されているポスター・チラシ等紙媒体のものへの掲載は、必須ではありませんが、可能であれば掲載してください。

≪表示名≫

福岡県「新進気鋭の芸術家活動支援事業」採択事業

助成金の交付に関する全ての書類を、他の経費と区分して整理し、保管する義務があります。

保管期間は「助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間」です。

※書類 ＝ 各種通知文書・帳簿・支払証拠書類など、本事業に係る一切の書類

※実績報告をR9.3.31に行い、助成金がR9.4.20に支払われた場合

→ R9年度の終了後（R10.3.31の翌日）から5年間＝R15.3.31まで保管が必要です。

§4-2 成果報告会

本事業の成果を広く県民に発表・共有いただくため、成果報告会にご参加いただきます。

※R9年度予算の成立を前提として企画中のため、時期・内容が変更となる場合があります。正式なお知らせまで今しばらくお時間をいただきますが、御理解と御協力をお願いいたします。

≪開催概要（予定）≫
令和9年9月～10月
「ふくおか県芸術文化祭オープニングフェス」内で開催

≪開催形式（検討中の内容）≫
・屋内会場にてブース形式による展示（作品展示、パネル展示、映像　等）
・屋外ブース出展、ステージイベントの実施も可（任意）

≪今後のご連絡≫
開催内容の詳細（会場・ブースの仕様・スケジュール）は改めて
ご案内します。

§4-3 資料・様式ダウンロード先

■募集要領
※3ページに助成対象経費の詳細を掲載していますので、適宜ご参照ください。

■交付要綱・各種様式

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/art-josei26yo.html
※各種資料・様式は、こちらからダウンロードできます。

§4-4 お問い合わせ先

事業実施中にご不明な点やご懸念がございましたら、以下の窓口までお気軽にお問い合わせください。

新進気鋭の芸術家活動支援事業実行委員会事務局
（福岡県文化政策課 芸術振興係）
担当：初山（はつやま）、大口（おおぐち）

電話：092-643-3383
メール（窓口）：art-shinkou@pref.fukuoka.lg.jp

※メールでのお問い合わせをお願いします。
※回答には数日かかる場合がございます。
　なお、1週間経過しても返信がない場合は、大変お手数ですが電話にてお問い合わせをお願いします。
※メールへのご返信は、担当者の個人アドレスから行う場合があります。







皆さまの活動が実り多きものとなりますよう、
事務局一同、心よりお祈り申し上げます。





